

豊前市こども食堂支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、こどもの健やかな育ちを図るため、地域のこどもを対象に食事の提供を通して、こどもが安心して過ごせる居場所づくりを推進し、こどもたちの育ちを支援するとともに、地域全体でこどもを見守る環境を充実させることを目的として、豊前市こども食堂支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、豊前市補助金交付規則（昭和43年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、こども食堂とは、こども（18歳未満の者をいう。以下同じ。）に栄養に配慮した食事を提供するとともに、こどもが安心して過ごせる居場所づくりに資する活動を行う。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内に居住するこどもを対象とした「こども食堂」の運営であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1） 市内で実施されるものであること。
- （2） 利用料を徴する場合は、材料費等の実費相当額とし、その額は、低廉なものであること。
- （3） 1回当たり10食以上提供できる体制を有していること。
- （4） 年間を通じて計画的に運営し、月1回以上、かつ、年6回以上開催するとともに、1回当たりの開催時間は2時間以上とすること。
- （5） 対象者を、実施団体の関係者等特定の者に限定したものではないこと。

(6) 宗教的活動，政治的活動又は営利を目的とした活動でないこと。

(7) 食物アレルギーの有無等に十分配慮するとともに、保健所の指導に基づいた衛生管理が行われていること。

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付対象となる団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 市内において補助対象事業を行う団体であること。

(2) 組織運営に関する規約，会則等を有していること。

(3) こども食堂を1年以上継続して実施する見込みがあること。

(4) 宗教的活動又は政治的活動を目的とした団体でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

(6) 申請年度内において、国，地方公共団体その他の公共団体から類似する補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表の補助対象経費の欄に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額から利用料（こども食堂の利用者から徴する利用料をいう。）を控除した額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は開催した回数に2万円を乗じて得た額（24万円を限度とす

る。)のいずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、豊前市こども食堂支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の規約、会則等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、豊前市こども食堂支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業の実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 食事の提供のほか、学習面での支援、宿題やレクリエーション活動の場の提供等、こどもが安心かつ健全に過ごせる環境を確保するよう努めること。
- (2) 運営上知り得た利用者の情報は他に漏らさないこと。ただし、支援を必要とするこども又は保護者については、関係機関と連携し、必要な支援に結びつけることができるよう速やかに豊前市と情報共有を図ること。
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82

号) 第 5 条及び第 6 条に規定する児童虐待の早期発見及び
通告を遵守すること。

(実績報告)

第 10 条 交付決定者は、事業が完了したときは、事業完了後 1 月
以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の 3 月末日の
いずれか早い日までに、豊前市こども食堂支援事業補助金事業実
績報告書(様式第 4 号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出
しなければならない。

- (1) 実施状況報告書(様式第 5 号)
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等実施に要した経費を支払ったことを証明する書
類の写し
- (4) 事業の実施が分かる資料(写真等)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報
告内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の
額を確定し、豊前市こども食堂支援事業補助金交付額確定通
知書(様式第 6 号)により、補助事業者に通知するものとし
る。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要
な事項は、市長が別に定める。

別表(第 5 条関係)

補助対象経費	内容
--------	----

消耗品費	使い捨ての食器，ラップ等の調理用品，洗剤，ゴミ袋，消毒液等
食材費	こどもに提供する食事の材料費
印刷製本費	チラシ，ポスター等の印刷費
保険料	ボランティア保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料，賃借料等
その他市長が事業の運営に必要と認める経費	

附 則

この告示は，公布の日から施行し，令和 7 年 4 月 1 日より適用する。